

年 月 日

殿

管理者住所
氏 名

診療用エックス線装置備付届

下記のとおり診療用エックス線装置を備え付けたので、医療法第 1 5 条第 3 項及び医療法施行規則第 2 4 条の 2 の規定により届け出ます。

記

診療所の 名称及び 所在地	名 称				
	所 在 地		電話番号 () ファクシミリ番号 ()		
診療用エ ックス線 装置に関 する事項	製 作 者 名				
	型 式				
	定格出力	長時間	k V	m A	
		短時間	k V	m A	S e c
			k V	m A	S e c
			k V	m A	S e c
		蓄放式	k V	m A	S e c
エックス線管の数					
主 な 用 途		管球(1)		管球(2)	
エックス 線診療に 従事する 医師、歯 科医師、 診療放射 線技師又 は診療エ ックス線 技師の氏 名及び経 歴	氏 名	職 種	エックス線診療に関する経歴		
			免許登録番号	免許登録年月日	
		医師・診療エックス線技師 ----- 歯科医師・診療放射線技師			
		医師・診療エックス線技師 ----- 歯科医師・診療放射線技師			
		医師・診療エックス線技師 ----- 歯科医師・診療放射線技師			
備 付 年 月 日		年 月 日			

エックス線管の容器及び照射筒利用線錐外のエックス線量	治療用（50 kV以下）	1.0 mGy/時（接触可能表面から5 cm）	管球(1) 以下・越える	管球(2) 以下・越える
	治療用（50 kVを超える）	300 mGy/時（接触可能表面から5 cm）、1.0 mGy/時（焦点から1 m）		
	口内法撮影用（125 kV以下）	手持ち撮影を意図しない場合 0.25 mGy/時（焦点から1 m）		
		手持ち撮影を意図する場合 0.05 mGy/時（装置表面）		
	コンデンサ式エックス線高電圧装置	20 μ Gy/時（充電時、照射時以外、表面から5 cm）		
	上記以外のエックス線装置	1.0 mGy/時（焦点から1 m）		
総 濾 過	口内法撮影用（70 kV以下）	アルミニウム当量1.5 mm以上	有・無	有・無
	乳房撮影用（50 kV以下）	アルミニウム当量0.5 mm又はモリブデン当量0.03 mm以上		
	上記以外のエックス線装置	アルミニウム当量2.5 mm以上		
受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置（CTエックス線装置を除く）			有・無	有・無
透 視 用 装 置	患者への入射線量率	50 mGy/分	以下・越える	以下・越える
		125 mGy/分（高線量率透視制御装置）		
	透視時間の積算型警報付きタイマー		有・無	有・無
	焦点皮膚間距離保持装置又はインターロック	焦点皮膚間距離30 cm以上	有・無	有・無
		手術中、焦点皮膚間距離20 cm以上		
	受像面を通過した線量率	150 μ Gy/時（接触可能表面から10 cm）	以下・越える	以下・越える
	最大受像面を3 cmを超える部分を通過した線量率	150 μ Gy/時（接触可能表面から10 cm）	以下・越える	以下・越える
利用線錐以外のエックス線を有効に遮蔽するための被写体周囲の適切な手段を講じること			有・無	有・無
撮 影 用 装 置	焦点皮膚間距離	口内撮影用	有・無	有・無
		15 cm以上（70 kV以下） 20 cm以上（70 kVを超える）		
	歯科用パノラマ装置 CTエックス線装置 携帯型エックス線装置 乳房撮影用エックス線装置（拡大撮影） 上記以外のエックス線装置（骨塩定量分析エックス線装置を除く）	15 cm以上		
		20 cm以上		
		45 cm以上		
胸 部 集 検 用 間 接 撮 影 装 置	利用線錐の角錐型		有・無	有・無
	接触可能表面から10 cmにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる受像器の一次遮蔽体			
	10 cmにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる被照射体周囲の箱状の遮蔽物		有・無	有・無
移動型・携 帯 型 装 置 等	エックス線管焦点及び患者から2 m以上離れて操作できる構造		有・無	
	装置の保管場所			
治 療 用 装 置	ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の発生を遮断するインターロック		有・無	
口内法撮 影 用 装 置	照射筒の端における照射野の直径が6 cm以下の構造		有・無	
	手持ち撮影を意図する装置の場合は、公称管電圧70 kVで0.25 mm鉛当量以上の取り外しのできない後方散乱エックス線シールド構造		有・無	

使 用 の 場 所		エックス線診療室・その他（		）
遮蔽物 遮蔽物を設ける場所		構 造 及 び 材 料		厚 さ
エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	天	井	鉄筋コンクリート ・その他（	mm mm P b
	床		鉄筋コンクリート ・その他（	mm mm P b
	診療室の 周囲の 画壁等	(東)	鉄筋コンクリート・鉛合板 ・その他（	mm mm P b
		(西)	鉄筋コンクリート・鉛合板 ・その他（	mm mm P b
		(南)	鉄筋コンクリート・鉛合板 ・その他（	mm mm P b
		(北)	鉄筋コンクリート・鉛合板 ・その他（	mm mm P b
		監 視 用 窓	含鉛ガラス ・その他（	mm P b
	出 入 り 口 の 扉		含鉛扉 ・その他（	mm P b
	その他の開口部			
	操 作 室		有・無（	
診 療 室 の 標 識		有 ・ 無		

エックス線診療室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		患 者 用	有 ・ 無
			従 事 者 用	有 ・ 無
	使 用 中 の 表 示		有 ・ 無	
	画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト／週以下となる措置		有 ・ 無	
	管 理 区 域	管 理 区 域 を 設 け る 場 所	別添図面のとおり	
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置	有 ・ 無	
		立 入 制 限 措 置	有 ・ 無	
		標 識	有 ・ 無	
	敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト／3月以下となる措置	有 ・ 無	
		入院患者（診療により被曝する放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置	有 ・ 無	
	その他	取扱者の被曝測定器具		
		防護用具（防護前掛等）	有 ・ 無	

注意事項

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 診療室図は、照射方向、エックス線管から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1の縮図とすること。ただし、歯科用診療室は、50分の1又は25分の1の見易い縮図とすること。
- 3 管理区域の標識、使用中ランプ等の位置を診療室図中に記入すること。
- 4 漏えい放射線測定結果報告書（写）を添付すること。